

愛媛県私立学校審議会の審議結果

- 1 会議の名称 愛媛県私立学校審議会
- 2 開催日時 平成 22 年 3 月 23 日（火）
午後 13 時 30 分から午後 14 時 30 分まで
- 3 開催場所 愛媛県議会議事堂 4 階環境保健福祉委員会室
- 4 出席者 委員 11 名（欠席 1 名）、事務局 6 名
- 5 審議事項（諮問事項）
 - （ 1 ）日本ウェルネス高等学校（広域通信制）の教育課程に係る学則変更認可
 - （ 2 ）和光立花幼稚園の廃止認可
 - （ 3 ）松山総合福祉専門学校の廃止認可
 - （ 4 ）白形編物専修学校の廃止認可
 - （ 5 ）八重洋裁女学院の廃止認可
 - （ 6 ）川之江ドレスメーカー女学院の廃止認可
 - （ 7 ）スキー編物専門学院の廃止認可
 - （ 8 ）池内編物学院の閉鎖命令
 - （ 9 ）学校法人池内編物学院の解散命令
- 6 審議概要
 - (1) 日本ウェルネス高等学校（広域通信制：（学）タイケン国際学園）：今治市）の教育課程に係る学則変更認可についての審議（公開）

職業技能に関連する教科に選択科目を追加するための学則変更（商業、家庭、情報、福祉の各教科において選択科目を追加）
審議の結果、異議なく了承された。
 - (2) 和光立花幼稚園（藤田昌大：松山市）の廃止認可についての審議（非公開）

設置者は、和光立花幼稚園のほか、和光幼稚園（松山市）を運営しているが園児減少により、和光立花幼稚園を廃止するもの。和光立花幼稚園の在園児及び教職員は、21年4月から全員和光幼稚園に転園している。
審議の結果、異議なく了承された。
 - (3) 松山総合福祉専門学校（専修学校：（学）英数学館：松山市）の廃止認可についての審議（非公開）

少子化の進展や生徒の介護職離れにより生徒数が減少、生徒増が望めず、平成21年度には生徒募集を停止、在校生全員が卒業する22年3月で学校を廃止するもの。
委員から超高齢社会の中で、学生の介護職離れを憂慮する意見があったが、審議の結果、異議なく了承された。
 - (4) 白形編物専修学校（専修学校：白形千鶴子：松山市）の廃止認可についての審議（非公開）

休校中の学校の廃止について審議、異議なく了承された。

- (5) 八重洋裁女学院（各種学校：矢野敏郎：西条市）の廃止認可についての審議（非公開）

休校中の学校の廃止について審議、異議なく了承された。

- (6) 川之江ドレスメーカー女学院（各種学校：松尾和子：川之江市）の廃止認可についての審議（非公開）

休校中の学校の廃止について審議、異議なく了承された。

- (7) スキー編物専門学院（各種学校：渡辺孝子：松山市）の廃止認可についての審議（非公開）

休校中の学校の廃止について審議、異議なく了承された。

- (8) 池内編物学院（各種学校：（学）池内編物学院：今治市）の閉鎖命令についての審議（非公開）

- (9) 学校法人池内編物学院の解散命令についての審議（非公開）

学校法人池内編物学院は、理事の半数が死亡し、評議員も過半数がいない状況で自主解散が困難にあり、法令違反もあることから、解散命令を行う。

また、昭59年4月から現在にいたるまで長期にわたり授業を行っておらず、解散命令と合わせて学校の閉鎖命令（学校教育法13条違反）を行うもの。

学校法人池内編物学院の法令違反の状況

設置する私立学校に必要な施設を、平成2年度から平成18年度まで学習塾に賃貸し、法人の本来の目的である私立学校の教育を全く行っていない。（私立学校法25条、26条違反）

昭和59年度以降、理事会が開催されておらず、学校法人の業務の決定や理事の職務の執行の監督が適正になされていない。

（私立学校法36条第2項違反）

理事の定数（6名）の5分の1を超える者（2名）が平成13年7月から欠け、補充がなされていない。（私立学校法40条違反）

昭和59年度以降、評議員会が開催されておらず、予算・事業計画等について、必要な評議員会の意見聴取がなされていない。

（私立学校法42条違反）

昭和59年度以降、評議員会が開催されておらず、評議員会に決算及び事業の実績の報告がなされていない。（私立学校法46条違反）

学校の閉鎖命令及び法人の解散命令について異議なく了承された。